

○ 簡易陰圧装置の設置補助金に係る整備方針について

地域医療介護総合確保基金を活用した簡易陰圧装置及び換気設備に補助事業について、対象施設に希望調査を行ったところ、道の想定を大幅に上回る希望があったことから、特に要望が多かった簡易陰圧装置の設置について、入居者の新型コロナウイルスへの感染リスク等を総合的に勘案し、次のとおり、補助対象施設の優先順位を整理する。

また、多くの施設で簡易陰圧装置を設置できるよう、導入台数（上限）を設定する。

1 優先順位について

優先順位	内容
1	多床室（夫婦室等は除く）を持つ入所（入居）施設。 （多床室部分の定員の多い施設を優先する。）
2	ショートステイ専用ベッドを有する介護事業所。 （家族等が感染した高齢者を受け入れる施設、定員の多い施設を優先する。）
3	上記以外の施設。（定員の多い施設を優先する。）

2 導入台数について

複数台の導入については、次のとおり、定員規模に応じた台数を上限として補助対象とする。

施設形態	定員	上限台数
多床室を持つ施設 （多床室部分の定員）	30名以下	1
	31～60名	2
	61～90名	3
	91～120名	4
	121名以上	5
短期入所等 （専用ベッドの定員）	10名以下	1
	11～20名	2
	21名以上	3
上記以外	定員に関わらず1施設につき 1台程度	

※固定式の陰圧装置を設置する場合など、設置にあたっては、すべての利用者が利用可能な場所とすること。（静養室、空き部屋、利用者の入替が可能な居室等）

3 選定方法

- (1) 優先順位1位の施設について、導入台数の上限に応じた台数を配分。
- (2) (1)の結果、予算に余剰がある場合、優先順位2位の施設について、優先順に、導入台数の上限に応じた台数を配分。
- (3) 上記の結果、予算に余剰がある場合、優先順位3位の施設について、優先順に、導入台数の上限に応じた台数を配分。